

(別添2) 要請検査要領(第5の6関係)

1 要請検査の目的

最近の組合の統合、特定組合化により組合の規模拡大が進む中、農業共済事業の健全な運営を確保する観点から、農業共済組合又は農業共済組合から業務の委託を受けた者(以下この要領において「組合等」という。)について、知事が要請を行い、知事と農林水産大臣が連携して実施する検査(以下「要請検査」という。)を行うことにより、組合等の健全な運営、組合員の保護等を図ることを目的とする。

2 要請検査の対象

要請検査は、以下のいずれかの項目に該当する組合等に関して、知事が農林水産大臣に対して検査を要請し、かつ、農林水産大臣が必要と認めた場合に行うものとする。

- (1) 共済事業の健全な運営に対する影響の大きい組合等
- (2) 不正・不祥事が多発している、又は、内部けん制体制が脆弱で不正・不祥事が発生する可能性がある組合等
- (3) 経営状況が悪化している、又は悪化が懸念される組合等
- (4) 前回検査結果、指導対応、効率的な検査の実施等の観点から要請検査が必要と知事が判断する組合等
- (5) (1) から(4)までに掲げる組合等のほか、その業務の状況に鑑み要請検査が必要と都道府県知事が判断する組合等

3 要請検査の範囲

要請検査は、農業保険法第209条第1項及び第224条の規定により行われるものであり、その範囲は、組合等が実施する業務及び会計の状況について行うものとする。

4 検査によって達成すべき事項

要請検査に当たっては、主として次に掲げる事項の達成に努めるものとし、組合等の本来の機能や役割が効率的、効果的に発揮され、健全な運営等が図られるよう留意するものとする。

- (1) 法令、定款、事業規程、諸規則等の遵守態勢及びコンプライアンス態勢の確立について検討する。
- (2) 組織運営、業務執行態勢の適正化、内部監査の実施状況について検討する。
- (3) 業務分担の適正化、職務権限の明確化、内部けん制態勢の確立及びその機能発揮の状況について検討する。
- (4) 共済掛金徴収事務、損害評価、共済支払事務等の業務運営の実施状況について検討する。

5 要請検査の実施等

(1) 農林水産大臣の検査権限の発生と消滅

農林水産大臣の検査権限は、知事の要請検査の要請を受け、当該要請に応ずる旨の通知を行うことによって生じ、被検査組合等に対して検査結果を通知することによって消滅するものとする。

(2) 要請手続

知事は、要請検査の実施にあたり、1組合等の1回の検査ごとに、検査を要請する組合等の名称、要請理由、検査予定期間、検査参加予定人員、対象組合等の現状、当該要請検査において検証を行う必要があると考える事項及びその他検査の実施に当たって留意すべき事項を記載した文書をもって、検査・監察部長に対し要請するものとする。

(3) 検査責任者

知事及び検査・監察部長は要請検査の実施に当たって、それぞれ検査責任者を選任する。

(4) 検査実施に当たっての事前協議

要請検査に当たっては、検査・監察部長との協調・連携に遺憾のないよう、事務の配分、検査の手順等について十分協議するものとする。

知事は、当該検査を円滑に実施する観点から、検査の実施に必要と認められる情報等を農林水産省と共有するよう努めるものとする。

(5) 検査の実施

各検査責任者は、自らに属する検査職員を指揮して検査を実施するとともに、要請検査が緊密な連携の下で行われるよう、十分配慮し、業務を遂行するものとする。

(6) 検査終了時の手続

各検査責任者は、検査終了に当たり、被検査組合等の役員との間で、①被検査組合等との間での議論の状況、②検査の過程で把握した事実関係について両者の間で認識の相違がないこと、③検査を通じて把握した問題点等を伝達し、これに対する被検査組合等の認識を聴取し、両者の間の認識の一致及び相違、について確認する。

(7) 検査結果の報告

各検査責任者は、検査終了後、速やかに意見を付した検査報告書を作成し、自らの所属の長に対して報告するものとする。

(8) 検査書の作成及び交付

① 要請検査に係る検査書は、検査に従事する職員が共同して作成するものとする。

② 当該検査に係る検査書は、検査を実施した知事及び検査・監察部長の連名で发出することとする。

③ 検査書の交付は、知事が被検査組合等に対して行うものとする。